

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第230回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、道後地区の鳥谷委員と東中島地区の山口委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、興居島地区の杉野推進委員と粟井地区の松本推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号の11件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。</p> <p>5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p> <p>続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。</p> <p>令和4年12月26日～令和5年1月25日までに専決処理した案件は4条届出が8件、5条届出が17件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p>

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

2番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償を支払うとしております。

3番、本件は、強化促進法により、平成26年6月10日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

4番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

5番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

以上でございます。

寺井克之会長

以上で事務局の説明が終わりました。

本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

<p>伊賀上大輔副主幹</p>	<p>次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。</p> <p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約42アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約105アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約36アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、6番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農業適格法人でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>7番、譲受人は、農地約74アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>9番、譲受人は、農地約39アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>10番、譲受人は、農地約124アールを耕作する農家でございます。</p>
-----------------	---

	<p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>11番、譲受人は、農地約109アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>12番、譲受人は、農地約50アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>12番、譲受人は、農地約119アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、贈与により申請地を譲り受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件が、4番、5番、6番、8番の4件であります。</p> <p>4番の案件は、所在地が久谷地区と浮穴地区でありますので、代表して浮穴地区の南推進委員から説明をお願いします。</p>
南耕一推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、浮穴・久谷地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、5番と6番は併用案件で、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から御説明をお願いします。</p>

平岡量二委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、久谷地区にて新たに農地を賃貸借し、水稻、葡萄、イチジク、メロンなどを生産し、農地の維持、事業拡大の為、農業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>最後に、8番の案件は、所在地が興居島地区でありますので、杉野推進委員から説明をお願いします。</p>
杉野猛志推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、興居島地区の農地を使用貸借して、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p>

<p>船草康司副主幹</p>	<p>事務局から説明をいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、兼業農家でございます。</p> <p>令和2年5月8日付で、3年間の一時転用として農地法第4条許可受け、農用地区域内にある本申請地で、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発電施設を開設しており、令和5年5月7日で3年間の一時転用許可期間が経過することから、引き続き事業を継続するための再申請が提出されたものでございます。</p> <p>本申請は、パネル336枚の支柱となる1.41平方メートルについての3年間の一時転用許可申請であり、それ以外は、全面シキミが植栽され、パネル施設による特段の支障もなく生育しており、営農に知見を有する者からの支障ない旨の所見も添付されています。</p> <p>また、本申請地は、農業振興整備計画において定められた農用地区域内にある農地、すなわち優良農地の案件として、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分ではありますが、優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p>

寺井克之会長	次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、石材施工などを主な業務とする自営業者です。</p> <p>自己の資材置場を保有しておらず、知人の資材置場の一部を間借りしていましたが今春には返還しなければならず、早急に資材置場等を確保しないと業務に支障をきたすことから、この度、本申請地を取得し、ユンボ・2トンユニック・3トンダンプ等の業務用車両や従業員の通勤車両を置く駐車場及び、碎石・石材等の資材を置く、露天駐車場兼露天資材置場として利用したいとして申請に及んだものであります。</p> <p>なお、本申請地には平成20年5月9日付けで農地法第3条許可により賃借権が設定されておりますが、賃借人より農地転用への同意及び農地転用許可後には解約手続きを行う旨の同意書が添付されております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、議案第8号、「令和4年度 第11号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明します。</p> <p>本日の案件8件の内、使用貸借権の設定は9筆、賃借権が6筆、所有権移転が3筆で、設定総面積は1万2,244平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が12筆、更新が3筆、売買が3筆となっています。</p> <p>番号2の譲受人は、約909アールを耕作する農業生産法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号4、番号5の譲受人は、約237アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号6の譲受人は、約190アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号7の譲受人は、約166アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号8の譲受人は、針田町に住所を構え長師へ通作し、約143アールを耕作する農業者で、田と畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和5年2月17日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第8号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第9号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
<p>伊賀上大輔副主幹</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和4年12月26日から令和5年1月25日までに専決処理した案件は35件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>最後に、議案第11号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日御審議いただく案件は、栗井地区の案件でございます。</p> <p>私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をい</p>

	<p>ただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和5年1月11日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>現地調査については、当初相談があった令和3年7月30日に、所在地である粟井地区の梶野委員と松本推進委員に事務局職員も同行し実施しました。</p> <p>また、令和4年12月6日にも再度事務局職員が現地調査を行い、その状況に変わりが無いことを松本推進委員に写真にて確認していただいております。</p> <p>2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。</p> <p>3～4ページは、登記簿の写しです。</p> <p>5～6ページは、公図の写しです。</p> <p>7～15ページは、対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。</p> <p>所在地が粟井地区でありますので松本推進委員から説明をお願いします。</p>
松本茂樹推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>当初、事前相談がありました令和3年7月30日に、私と梶野委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>また、改めて、令和4年12月6日に事務局職員が再度現地調査を行っており、その状況が当初と変わりが無いことを私も写真で確認しております。</p> <p>申請地は粟井地区で、申し出のあった土地は、麓甲43番及び乙234番1です。</p>

	<p>元々は、柑橘を栽培していた樹園地でしたが、麓甲 43 番の土地は、急斜面である上に北向きで日当たりが悪く、耕作に不適であったことから、昭和 62 年ころから耕作放棄地となり現在に至っているものです。</p> <p>また、麓乙 234 番 1 も急斜面で、面積が広い一方、作業道も車が入れるように整備されておらず、同じく、昭和 62 年ころから耕作放棄地となっている上に、平成 30 年の豪雨災害による土砂崩れで園地に入ることも難しい状況です。</p> <p>両地とも、木が密集して生えて、周辺の山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>松本推進委員からの説明のとおり、番号 1 の麓甲 43 番 外 1 筆については、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 11 件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、申し上げます。</p>
住田英俊主幹	<p>先日は、農業委員会委員研修会に御出席いただきありがとうございました。</p> <p>制度改正に関する講演では、活発な意見が出され、皆様の委員活動への意気込みが熱く伝わる研修会となりました。</p> <p>それでは 2 点お知らせがあります。</p> <p>研修会の説明の中で、農業委員及び推進委員の改選に伴う募集要項等について、「3 月 1 日に農業委員会のホームページに掲載する予定である。」とお伝えしており</p>

ましたが、時期が早まり 2 月 24 日（金）からの掲載となりましたことをお知らせします。

募集要項等のご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、「令和 4 年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等の地域の話し合いスキルアップ研修会の開催について」の案内のペーパーを御覧ください。

これは、愛媛県農業会議が開催するもので、今回は役員以外の委員の皆様にも御参加いただけたらとの話がありましたことから、御案内させていただきました。

裏面の「開催要領」を御覧ください。

研修内容は、来年度から取り組みます地域計画における目標地図の素案作成に当たり地元での話し合いを円滑に進めるためのノウハウを学ぶというものであり、3 月 3 日と 3 月 23 日の 2 日に分けての研修となっております。

なお、2 日とも参加あるいは片方 1 日だけの参加でも構わないそうです。

参加を希望される方は 2 月 17 日（金）までに、参加を希望する日を御連絡いただけたらと思います。

それでは、次回の総会の日程についてです。

来月の第 231 回総会は、3 月 10 日 金曜日の午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。

よろしくお願いいたします。

連絡事項は、以上です。

寺井克之会長

以上をもちまして、

本日の第 230 回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 10 時 57 分閉会